

藤岡市新火葬場自動販売機設置事業者募集要領
(一般自動販売機)

【問い合わせ先】

藤岡市 市民部 市民課 市民窓口係
電話 0274-22-1211 (内線 2838)

藤岡市新火葬場自動販売機設置事業者募集要領（一般自動販売機）

自動販売機設置を希望される方は、この募集要領を確認し、各事項をご承知の上、お申込みください。

1 貸付の目的

藤岡市新火葬場での清涼飲料水棟自動販売機の設置（缶、ビン、ペットボトルのものに限る。）

2 貸付物件及び設置できる自動販売機の体積、台数及び販売品目

設置場所	設置体積	台数	販売品目等
別紙平面図	W1,200 × D800 × H1,900 以内	1	清涼飲料水等 (缶・ビン・ペットボトル)

※ 貸付面積には、放熱余地・転倒防止版・回収ボックス設置部分を含む。

3 応募者資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては藤岡市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋） （一般競争入札の参加者の資格） 第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
--

4 提出書類（①～④は市ホームページからダウンロードできます。）

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書	○	○
②	誓約書	○	○
③	提案書	○	○
④	販売品目	○	○
⑤	住民票	—	○
⑥	登記事項証明書（履歴事項証明書）	○	—
⑦	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog	○	○

- ※ 提案書は別紙添付様式により作成してください。
- 応募は1事業者につき1件とさせていただきます。
- ※ ⑤、⑥、⑦については、発行後3ヶ月以内の原本とします。
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

5 提案書等の提出方法

(1) 提出期間

令和7年9月9日（火）から令和7年9月18日（木）まで（土・日・祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

- ※ 提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(2) 提出場所

群馬県藤岡市中栗須 327 番地

藤岡市 市民部 市民課 市民窓口係（藤岡市市役所本庁舎 1 階）

電話 0274-22-1211（内線 2838）

※なお、不明な点がある場合には、電話にてお問い合わせください。

6 審査方法及び審査結果の通知

審査は書類審査とします。

提出された提案書に基づき採点を行い、最上位者を自動販売機設置者として決定します。

設置者は、令和7年10月10日（金）までに決定する予定です。審査結果については、各応募者に文書にて通知します。

主な審査項目

- ・市に対して支払う貸付料（売上金額に対する割合）
- ・故障時、緊急時の対応
- ・販売品の種類
- ・販売予定の商品群及び小売り価格について（主力商品や代表商品等とその販売予定価格等）
- ・定例の売上報告に係る自動販売機における売上管理の方法について（電子処理による方法の可否等）
- ・環境への配慮について（CO2 排出や省エネ、ノンフロン対応等）
- ・安全・福祉への配慮について（バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入等）
- ・景観への配慮について（塗装や造作物設置等）
- ・自動販売機のフルメンテナンス対応について（商品・釣銭補充、売上金集計、空容器回収、トラブルサポート等）

- ・空容器の回収について（空容器回収箱の設置アイデア等）
 - ・災害時の機能について
 - ・上記以外、独自の企画提案内容について
- ※ なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

7 設置条件等

（1）契約

本件の契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により行政財産の貸付となり、契約は民法（明治 29 年法律第 89 条号）第 601 条により賃貸借契約となります。

（2）貸付期間

令和 7 年 12 月 1 日（予定）～令和 12 年 11 月 30 日（5 年間）

なお、自動販売機の搬入と設置については、市と協議の上、決定することとします。

（3）設置者費用負担

① 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）により検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量に基づき、藤岡市が計算した額を③の貸付料とともに納付していただきます。

② 設置費等

自動販売機の設置・撤去に係る費用及び電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者の負担とします。なお、設置にあたっては、市の指示に従うものとします。

③ 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上額（消費税相当額を含む）の **11%以上（小数点以下切り捨て）**の乗数をご提案いただき、その金額を貸付料とします。貸付料の納付については、毎月ごととし、翌月の 10 日までに売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納付書を作成のうえ送付しますので、当月末日までに納めていただきます。

（例）貸付料＝1 月の売上額（消費税相当額を含む。）×〇〇%

2 月 10 日までに報告書提出 2 月 28 日までに貸付料納付

（4）自動販売機の設置

- ① 本体規格については、原則として設置体積以内のものとしします。
- ② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際にはできる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

（5）自動販売機の機能

- ① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真

空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

- ② ノンフロン対応機としてください。
- ③ 指定した設置面積に対応できる機種であれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。
- ④ 機体の色はホワイトとしてください。（メーカーロゴについても可能な限りホワイトとしてください）
- ⑤ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。
- ⑥ 災害時等停電時においても清涼飲料水等を提供可能としてください。

（６）維持管理について

- ① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等は、設置者の責任において行ってください。
- ② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを原則として自動販売機に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。
- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応いただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ④ 自動販売機の販売品の売価は、標準小売価格と同額以下の価格で販売してください。また、貸付期間中に、標準小売価格に１円単位までの変動があった場合の端数処理の方法は、設置者の裁量とします。なお、提案書に提示した価格を変更する場合には、市の承認が必要になります。

（７）禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 貸付物品を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③ 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

８ 参考データ（施設の概要）

- （１）開場時間 午前８時３０分～午後５時１５分まで
- （２）利用可能日 １月１日、１月２日、友引の日を除く毎日
- （３）来場者想定数 約 20,000 人/年（火葬件数 1,000 件/年×会葬者数 20 人）